

河本文書 一二五—一二七

(兵庫縣城崎郡日高町鶴岡 河本重成氏所藏)

古志文書 一二八—一三〇

(千葉縣八千代市八千代台北三丁目 古志節子氏所藏 福山市福山城博物館写真提供)

田結庄文書 一三一

(東京大学史料編纂所所藏影写本)

土肥文書 一三二—一三三

(豊中市赤坂一ノ三ノ一四 土肥靖男氏所藏)

吉川文書 一三四

(東京大学史料編纂所刊「大日本古文書家わけ第九吉川文書三」)

今井宗久自筆書札留 一三五—一三八

(東京大学史料編纂所採訪マイクロフィルム)

去廿三日未刻於善雲寺
 野合戰時服部
 左近衛門尉頸討捕之
 翌日廿四於伊福村
 亦頸一打取之云々
 誠以及度々粉骨之段、
 名譽無比類儀候、弥於
 向後可抽軍忠之狀
 如件、
 永祿貳
 八月廿六日續職(花押)

一二五、伊藤續職感狀(河本文書)

去廿三日未刻於善雲寺

野合戰之時、服部

左近右衛門尉頸討捕之、

翌日廿四於伊福村

亦頸一打取之云々

誠以及度々粉骨之段、

名譽無比類儀候、弥於

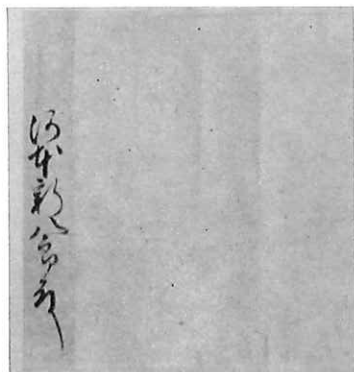
向後可抽軍忠之狀

如件、

永祿貳

八月廿六日 續職(花押)

河本新八郎殿



(縦二二・一匁×横四二・〇匁)

去る二十三日未刻^①善雲寺野^②における合戦の時、服部左近右衛門尉の頸^③これを討捕る、翌日二十四伊福村^④において亦頸^⑤一つこれを打取と云々、誠に以つて度々に及び粉骨の段、名譽比類無き儀に候、弥よ向後において軍忠を抽すべきの状件の如し、

〔語注〕

①未の刻（ヒツジのヨク）午後一時〜三時頃。

②善雲寺野（ゼンウンジノ）

善野寺野が正しい。水生山の長楽寺下一帯の湿地帯をいうか。

③頸（クビ）

戦鬪による戦果を示す。敵を斃し首を取ることが軍忠の第一であった。首を取ることを当時、分捕（ブンドル）といった。

④云々（シカジカ）

〜ということであるの意。伝聞を示す用語。即ち、河本新八郎重成は善野寺野の合戦における戦功の確認を求めするために分捕頸注文を上申し、その提出された注文をうけてこの感状が発給されたものである。

〔解説〕

永祿二年（一五五九）八月二十三日善野寺野の合戦において河本新八郎重成が服部左近右衛門尉の頸を分

永祿二

八月二十六日

(伊藤七之助)

續職(花押)

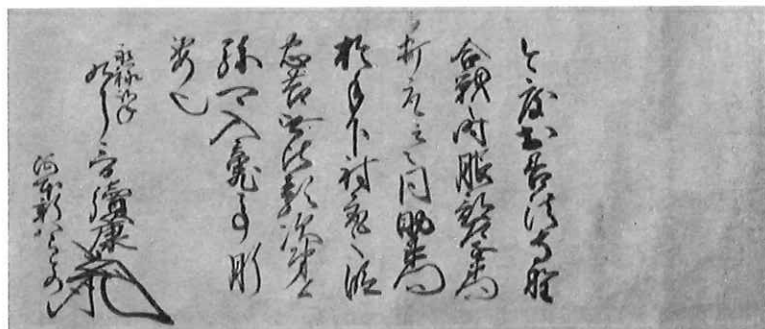
河本新八郎殿
(重成)

捕り、また二十四日伊福村においてまた頸一つを打ち取った軍忠を賞した伊藤統職の感状である。

「河本新八郎由来記」には、

「永祿二年八月廿二日合戦が始まり、翌廿三日城中より服部左近右衛門が出て来たので強剛河本新八郎がこれを迎撃したが、新八郎槍先ぎで左近右衛門を突伏し首を討取りその日の組頭伊藤七之助に伝えたので大野の陣へ払えさせ休憩を与えた。然るにそのおり左近右衛門の弟服部助右衛門が名乗りをあげ、兄の仇新八郎出会え勝負々々と躍り出て呼ぶので、新八郎是非もなく立ち向い弓矢を以って助右衛門を射殺し、大野内膳正へ報告した。又翌日垣屋隠岐守へ後詰の出陣催促の際、服部の郎党が伊福まで来り

て主君の仇と叫び乍ら伐ってかゝったが、新八郎これをうけ流し頸討取組頭伊藤に報告した。」と伝えている。



一二六、大野續康感狀（河本文書）

今度於善法寺野

合戦之時、服部左近衛門尉

打取云々、同助衛門尉

於手下討取之段、

忠節無比類次第候、

弥可入寛事肝

要也、

永祿貳年

九月三日

（大野）
續

康（花押）

河本新八郎（重成）との



(縦一〇・二種×横二三・六種)

今度善法寺野合戦の時、服部左近衛門尉を打取る
と云々、同じく助衛門尉を手下において討取るの
段、忠節比類無き次第に候、弥よ入魂^①すべきの事
肝要也、

永祿貳

九月三日

(大野)
續康(花押)

河本新八郎との
(重成)

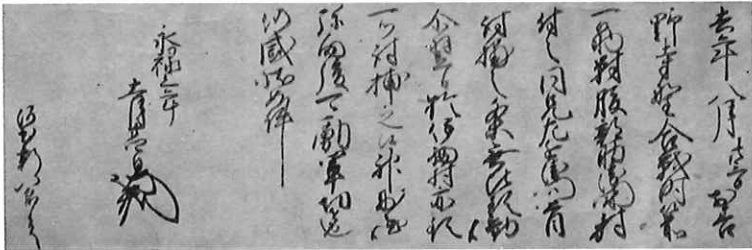
〔語注〕

①入魂(ジッコン) 親密。こころやすくする。昵懇。

〔解説〕

永祿二年(一五五九)の善野寺野合戦は、播磨の赤松則貞の但馬進駐にもなうものという。即ち、戦期の但馬は山名氏の守護代クラスの竹田城の太田垣輝延、八木城の八木豊信、楽々前城の垣屋光成、愛宕城の田結庄是義の四頭の割拠の状態にあり、気多郡一帯を抑える垣屋光成は則貞と和睦して田結庄是義と対立したものと思われる。

この文書は、前号の伊藤統戦感状をうけて赤松則貞の陣代大野内膳正統康が河本新八郎重成の善野寺野合戦における軍忠を賞した感状である。



(縦一〇・三糎×横三七・〇糎)

一二七、垣屋光成判物（河本文書）

去年八月廿三日於善

野寺野合戦時、箭

一筋對服部助衛門尉射

付之、同兄左近衛門尉首

討捕之條、無比類勤候、

余、翌日於伊福村亦頸

一ツ討捕之候、神妙至候、

弥向後可勳軍功者也、

仍感狀如件、

永祿三年

十一月廿四日
（垣屋光成）
 （花押）

河本新八郎とのへ

去る年八月二十三日善野寺野の合戦の時、箭一筋服部助衛門尉に對し射付け、同じく兄左近衛門尉の首を討捕るの條、比類無き勤に候、爾しかるに、翌日伊福村においてまた頸一ツ討捕候神妙の至に候、弥よ向後軍功に勵むべきもの也、仍つて感狀件の如し、

永祿三年

十一月二十四日

(垣屋光成)

(佐押)

河本新八郎とのへ

〔解説〕

この文書は、垣屋光成が河本新八郎光成の戦功を賞した感狀である。つぎに掲げる「河本新八郎由来記」に伊福村の郷士であった新八郎が永祿年中垣屋隱岐守光成に味方して、善野寺野合戦で戦功を樹てたことがみえる。同記に「從明徳年中以來、当村(伊福村)郷士山名之成与給人、永祿年中垣屋隱岐守光成之使身(味)

(包紙ウハ書)

河本新八郎殿
垣屋隱岐守
光成

而善野寺榎合戦之時、河本新八郎重成時代数度頭軍功、雖然、山名家衰エ、元龜二年竹田城主赤松以軍兵出石城主攻於山名豊国、田結庄左近將監城崎郡ノ以軍兵加勢シ、赤松成敗軍竹田城エ引退ク、扱又此時分諸家之興廢不定、依之、去ル從明徳年中以來河本氏百八十有余歳山名家成給人而、雖当村郷士為統元龜年中成国乱故、河本新八郎重成嫡子重光時代、河本氏系図并秘藏之槍等使所持他国エ趣キ、從于池田紀伊守信輝公、同輝政公、御舍弟池田備中守長吉公エ使為仕官故、二男治郎左衛門自慶長年中成與伊福村農家、元和年中相統太郎右衛門庄屋役勤而普代之郎等於五人村内使配宅而称與地脇河本新八郎子孫農家為相統者也、」とある。

一二八、足利義滿御判御教書①（古志文書）（切紙）

（足利義滿）
（花押）

山名一族等事、所加

治罰也、不廻時日、參

御方可抽忠節之狀

如件、

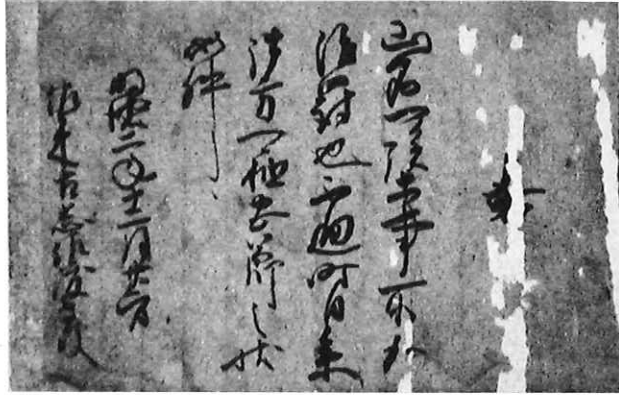
明徳二年十二月廿六日

佐々木古志（義經）佐渡守殿

〔語注〕

①御判御教書（ゴハンノミギョウシヨ）

室町幕府の代表的な公文書。將軍自から花押を署した一種の書狀形式の文書。管領の奉ずる御教書と區別するために特に御判御教書といわれた。



（足利義滿）
（花押）

山名一族等の事、治罰②を加えるところ也、時日を

廻らさず、御方に参り忠節を抽すべきの状件の如し、

明德二年十二月二十六日

佐々木古志佐渡守殿

② 治罰（チバツ） 征伐。退治。

③ 時日を廻らさず（ジジツをメグラさず）

不日（フジツ）とも。速かに、遅怠なく即座に。

④ 御方（ミカタ） 味方の意。

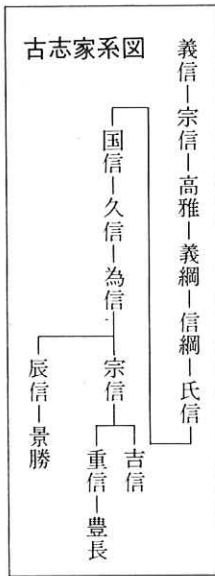
〔解説〕

この文書は明德二年（一三九一）、いわゆる明德の乱に際して將軍足利義満が古志義綱に対して山名一族退治のために発給した軍勢催促の御教書である。

明德の乱は、よく知られるように幕府権力の安定化のため三代將軍足利義満が有力守護大名の勢力の一翼を抑えようとして山名氏の勢力の削減をはかったものである。即ち、山名一族の時熙・氏幸と満幸・氏清との山名惣領職をめぐる内紛を利用して氏清らを挑発、

氏清らが挙兵するとただちにこれを討伐させたものである。乱後、上洛して謝罪した時熙は但馬の守護職に、子の氏幸は伯耆の守護職に補任され、惣領職も時熙の手に委ねられた。

一方、この文書の受取者である古志氏であるが、その系図にはつぎのようにみえる。

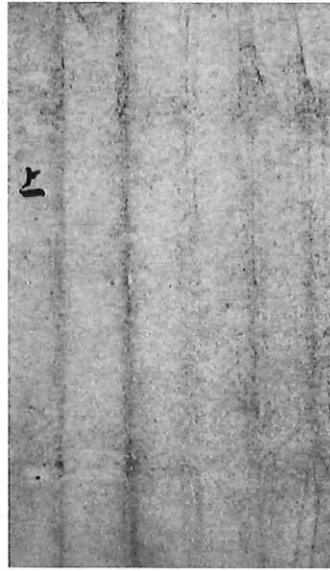


古志氏は、近江守護佐々木氏の直系で鎌倉時代に由雲国守護として入国。義信が出雲国神門郡古志郷に土着して古志氏を称したという。応永八年（一四〇一）、国信が備後の守護を兼ねた山名時熙（常熙）の備後守護代として沼隈郡新庄本郷の大場城（福山市）に拠った。従って古志氏は、備後国の有力国人であったとい

える。なお、『広島県史』古代中世資料Ⅲに古志文書の収録がある。その十二通の目録はつぎのようである。

- 一 (明徳 二年) 十二月廿六日足利義満御判御教書 (切紙)
- 二 (文明十九年) 五月十九日 山名政豊感状 (切紙)
- 三 (永正九年カ) 十月廿六日 山名誠豊書状 (切紙)
- 四 (年 未詳) 五月四日 大内義隆書状 (切紙)
- 五 (永祿十二年) 正月十日 室町幕府奉行人書状 (折紙)
- 六 (年 未詳) 正月廿一日 山名豊国書状 (切紙)
- 七 (天正五年) 八月六日 上野秀政書状 (切紙)
- 八 (天正八年) 閏三月二日 上野秀政書状 (切紙)
- 九 (天正八年) 閏三月二日 上野秀政書状 (切紙)
- 一〇 (天正八年) 五月十九日 山名氏政感状 (切紙)
- 一一 (慶長二年) 三月三日 毛利輝元名字許状
- 一二 (天正八年) 四月十三日 山名氏政書状写

ここではそのうち一・二・一〇・一二号文書をとり上げた。全体については『広島県史』のそれに拠らるたい。



一二九、山名政豐感狀（古志文書）

（切紙）

（包紙）

（包紙ウハ書）
上

注進之趣委細令披見候、
仍因幡守事長々致在陣

候之間、祝着候處、結句今度

（播州坂本）

於東口合戰之時、父子討死

条、誠以忠節之至神妙候、

如此儀自是可令申候處、遠

路之事候間、置之候、周章之儀

推量候、不相替弥被致忠



「包紙ウハ書」

上

① (端裏切封)

注進の趣委細被見せしめ候、仍つて因幡守の事長々在陣致し候の間、祝着候の處、結句今度東口(播州坂本)における合戦の時、父子討死の條、誠に以つて忠節の至り神妙に候、此の如きの儀是より申さしむべく候の處、遠路の事に候の間、これを置き候、周章④の儀推量候、相替らずいよ弥よ忠節を致され候はば、追つて褒美せしむべく候也、恐々謹言、

節候者、追而可令褒美候也、

恐々謹言、

(文明十九年)

五月十九日

政豊 (花押)

古志左京亮殿 (爲信)

〔語注〕

① 切封 (キリフウ)

文書の封じ目。本紙を左端から右端にむかつて巻き、本紙の右端を下から中途まで切り込みをいれて、これを紙紐にして全体を結え、その上から封じ目として「〆」を書く。その墨痕の残りが右端にみえる。

② 披見 (ヒケン) ひらいてみることに。見ることに。

③ 結句 (ケツク) 却つて。

④ 周章 (シュウシヨウ) うろたえ騒ぐこと。あわてること。

⑤ 山名政豊 (ヤマナマサトヨ)

山名宗全 (持豊) の孫。教豊の子。教豊は応仁元年

(文明十九年)
五月十九日

(山名)
政豊(花押)

(爲信)
古志左京亮殿

(二四六七) 九月に歿したため、宗全の後継者として
応仁・文明の乱に細川氏と争う。文明九年(一四七七)
但馬守護として但馬を治める。

文龜二年(一五〇二) 正月歿す。

〔解説〕

この文書は、但馬の守護山名政豊が古志左京亮為信
に合戦の軍忠を賞して与えた感状である。

応仁・文明乱の時期、備後安芸两国守護山名是豊は
父持豊(宗全)としだいに対立を深め、一族分裂の兆
しが起りつつあった。特に文明五年(一四七三)以後、
是豊の領国の在地勢力のつき上げが厳しく是豊は苦境
に立っていた。同年三月持豊は京都の陣中に卒し、持
豊の嫡子教豊もすでに応仁元年(一四六七) 九月病歿

していた。持豊死歿のあと、山名氏の惣領職は教豊の
嫡子政豊が嗣いだところから、伯父・甥の關係にあつ
た是豊と政豊の間は急速に冷却していった。

一方、將軍足利義政は、嘉吉の乱で没落した赤松氏
の再興を意図し、赤松政則を擁立して播磨・備前・美
作の赤松氏の旧領国を山名氏の手から奪おうとした。

そこで山名政豊以下但馬勢は、文明十五年(一四八三)
春頃から赤松氏の本国播磨国に侵入し、実力で領国の
奪還をはかった。ところが文明十七年(一四八五) 春
ごろから再び赤松氏一党が再奪還のための蠢動を開始
し、翌十八年春には戦線は山名氏の不利へと傾き、更
に十九年には山名氏の播磨での領国経営の拠点書山
下の坂本城の攻防が重要な段階に入っていた。

この文書は以上のような播磨国の戦線、とりわけ坂
本城東口における攻防戦での備後の国人古志為信の戦
功を賞した山名政豊の感状である。古志為信はこの戦
闘で父美作守久信・子宗信らが討死するという打撃を
蒙っていることがわかる。



一三〇、山名氏政書狀（古志文書）

（包紙）

古志因幡守殿 氏政
（包紙ウハ書）

（端裏切封）



去四月十八日於此國（但馬國）
 水生表、織田勢與
（但馬美含郡）
 竹野衆合戰之時、
 同名左衛門尉討死之段、
 不及是非候、乍去被得
 勝利之條、尤神明候、



猶下津屋丹後守可
申候、恐々謹言、

(天正八年)
五月十九日 氏政(花押)

古志因幡守殿^①
(重信)

〔語注〕

① 水生表 (ミズノオオモテ)

水生城は日高町字上石小字水生の長楽寺裏から山頂に至る標高一六〇メートルの水生山に所在した山城。西村丹後守の居城。ここは豊岡盆地の迎える天然の要害の地であり、後方の佐野側は古老の伝によれば、千石船の沈んだ小字千石畑、前方は八代川が円山川と合流する湿地帯を形成。東には歩危の地名があるように岩壁にさえぎられている。日本海の満潮時には潮がさ

去る四月十八日此國(但馬國)水生表^①において、織田勢と竹野衆合戦の時、同名左衛門尉討死の段、是非に及ばず候、さりながら勝利を得られるの條、尤も神明に候、猶お下津屋丹後守申すべく候、恐々謹言、

(天正六年)
五月十九日

(山名)
氏政(花押)

古志因幡守殿
(重信)

し、小字に塩辛の地名を有する。この附近一帯は洪水時に円山川の氾濫によって泥沼化する低湿の溺谷地形となっている。ここでは水生城を拠点としたこの方面の戦いをいう。

②下津屋丹後守(シモツヤタンゴノカミ)

山名氏政の有力被官。伊福城(日高町鶴岡字城山)に拠るか。八鹿町浅間 浅間寺文書の年末詳十一月二十一日付山名氏政書状にもその名がみえる。

③山名氏政(ヤマナウジマサ) 但馬守護山名祐豊の子。

④古志因幡守(コシイナバノカミ)

備後の有力国人で実名を重信という。

〔解説〕

この文書は、天正八年(一五八〇)五月山名氏政が

古志重信に対して同名の古志左衛門尉の水生表の合戦における討死の弔慰とその合戦の勝利を賞して与えた感状である。

水生合戦は、織田勢の竹野衆との合戦とみえるように、織田氏の部将羽柴筑前守秀吉の第二次但馬平定に際して但馬国美含郡竹野の蘆城主垣屋豊統が、その与党西村丹後守の拠る水生城に但馬勢を結集して抵抗した戦闘である。

秀吉の但馬入国に対して垣屋豊統等但馬勢は、守護山名氏政を推載し、総抵抗を試みたものである。既に天正三年(一五七五)、豊統ら但馬の有力国人層は織田信長と対立する中国の毛利氏と積極的に和平交渉を行い、一月には「芸但和睦」を実現した。この毛利氏との和平を積極的に推進したのが垣屋豊統であった。

備後の国人古志重信の同族左衛門尉もその結果として但馬の山名軍に与力したのであろう。

織田信長の部将羽柴秀吉の第二次但馬平定の具体的な足どりについては田結庄文書の解説を参照のこと。

なお、関連するつぎの文書が『福山志料』にみえる。

今度就織田勢、此之^(但馬國)国乱入之儀、種々入魂被申分、
尤祝着候、殊先祖代々御所持之面令披閱候、兼又吉
川元春書札等得其意候、向後於身聊不可有等閑候、
弥^(肝)別而馳走簡要候、猶下津屋丹後守可申候、恐々謹
言、

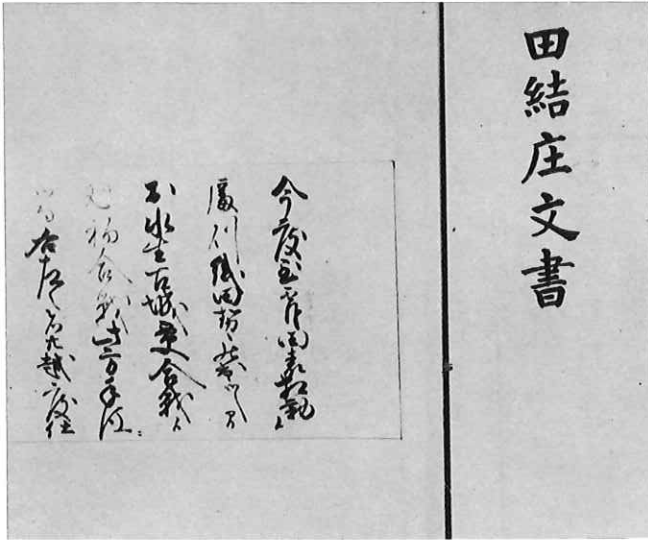
(天正八年)
四月十三日

氏政在判

古志因^(重信)幡守殿

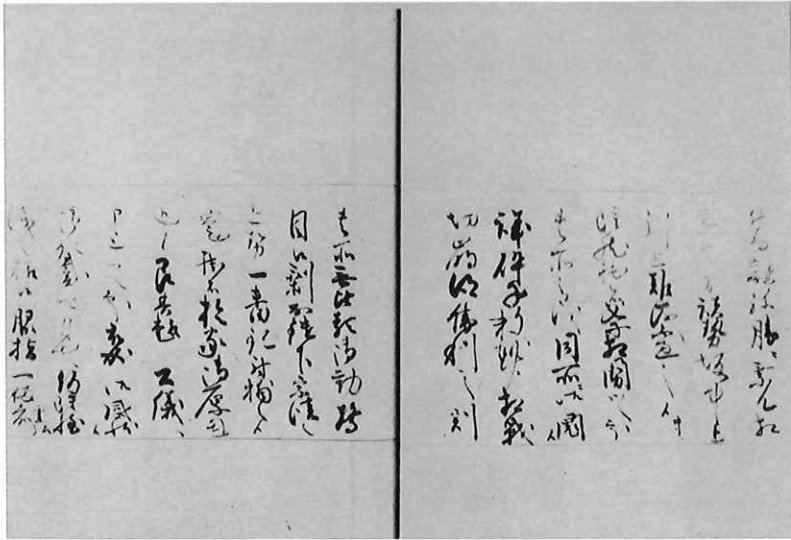
とある。毛利氏の将吉川元春と山名氏政との同盟に古志重信が重要な橋渡しの役割をはたしている様子が知られる。詳しくは「古志家文書」(『福山市古文書調査記録集』及び『広島県史』古代中世資料Ⅲ)参照。

田結庄文書



一三一、垣谷豐續感狀（田結庄文書）

今度至宵田表相勤候處、則、織田勢罷出候之間、於水生古城罩合戰候處、初合戰此方手後、候而右左之者共、越度仕付而敵弥勝ニ乗て相懸候之間、諸勢坂中迄引上、難儀不過之候キ、雖然拙者父子相闘候之處、貴所之儀同所ニ御闘候、誠碎手數尅相戰、切崩得勝利之刻、貴所無比類御勤驚目候、剩於鎧下、宗徒之上勢一番頸討捕之候、



寔拙者於家御厚恩

迄候、即其趣、公儀へ

申上候之處、被成御感狀候、

御頂戴可目出候、仍雖輕

淺之樣候、脇指一備前

令進入候、感令申候、

殊外切能與申到來候間、

御秘藏可爲本望候、尙以、

向後御入魂所希候、

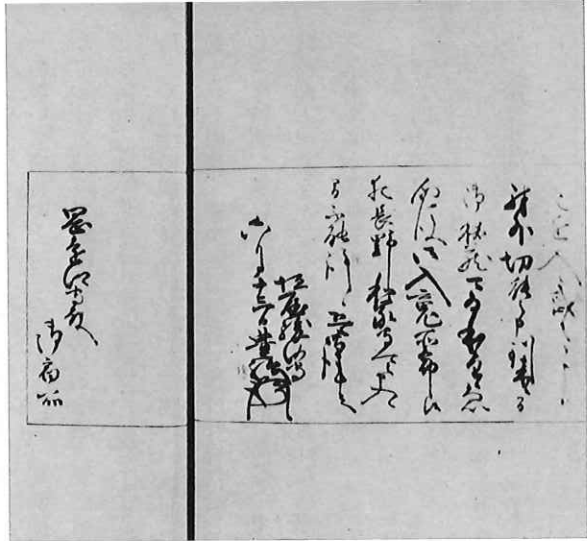
猶、長野和泉守可被申入候

間、不能詳候、恐々謹言、

六月十三日
(天正八年) 垣屋駿河守(續九)
 豐□(花押)

岡 遠江守殿

御宿所



今度宵田表^①に至り相勤候処、則ち、織田勢罷出候の間、水生古城において合戦に罩^{おぼ}び候^ま初^{はつ}の合戦^{あはれ}此方^{こなた}の^あ手^て後^ごに候^まて右左^{みぎひだり}の者共^{ものども}越度^{こへ}仕^{つか}る^まについて、

〔語注〕

①宵田表（ヨイダオモテ）

宵田城は日高町岩中の日高平野の南端、円山川の狹隘部に突き出た標高一〇六メートルの山城で、周囲に稲葉川をめぐらす急峻の地で、眼下に江原の市街地を、はるかに豊岡方面を望む要衝の地である。垣屋一族の居城であった。宵田城を拠点としたこの方面の戦い。

②右左の者（ウサのモノ）

そば、かたわら近くに仕えるもの。

③越度（オチド） 失敗。手おち。

④難儀（ナンギ）

一通りでない様。処置の難かしい様。困難。苦勞。

⑤比類無し（ヒルイナシ） 比べるものがないこと。

⑥宗徒（ムネト） 主たるもの。おもだったもの。

⑦感ず（カンズ） 感心する。ほめたたえる。

⑧秘藏（ヒソウ） 大切に所蔵すること。

⑨本望（ホンモウ） 望みを達して満足であること。

敵^{い、よ}彌^{い、よ}よ勝^{じ、よ}に乗^{じ、よ}じて相懸^{あ、い}り候の間、諸勢坂中迄引上、難儀^④これに過るべからず候らいき、然りと雖も拙者父子相闘候の処、貴所の儀同所に御圍^く候、誠に手敷を碎^{くだ}く、剋、相戦い切り崩し勝利を得るの刻^{きざみ}、貴所比類無^⑤き御勤め目を驚かせ候、剩^{あま}さえ鏹^{ざう}下において宗徒^⑥の上勢一番頸を討捕候、寔に拙者家における御厚恩迄に候、即ち其の趣 公儀申し上げ候処、御感状成され候、御頂戴目出るべく候、仍つて輕淺の様に候といえども、脇指一備前重弘進入れしめ候、感^{かん}申^{しん}さしめ候、殊の外切れ能と申し到來候間、御秘藏^⑧本望^⑨たるべく候、尙以つて、向後御入魂^⑩希うところに候、猶お、長野和泉守申し入れらるべく候の間、詳あたわず候、恐々謹言、

(天正八年)

六月十三日

垣屋駿河守

豊續(花押)

岡遠江守殿

御宿所

⑩入魂(ジッコソ) 親密。こころやすくする。昵懇^{ニツケン}。

〔解説〕

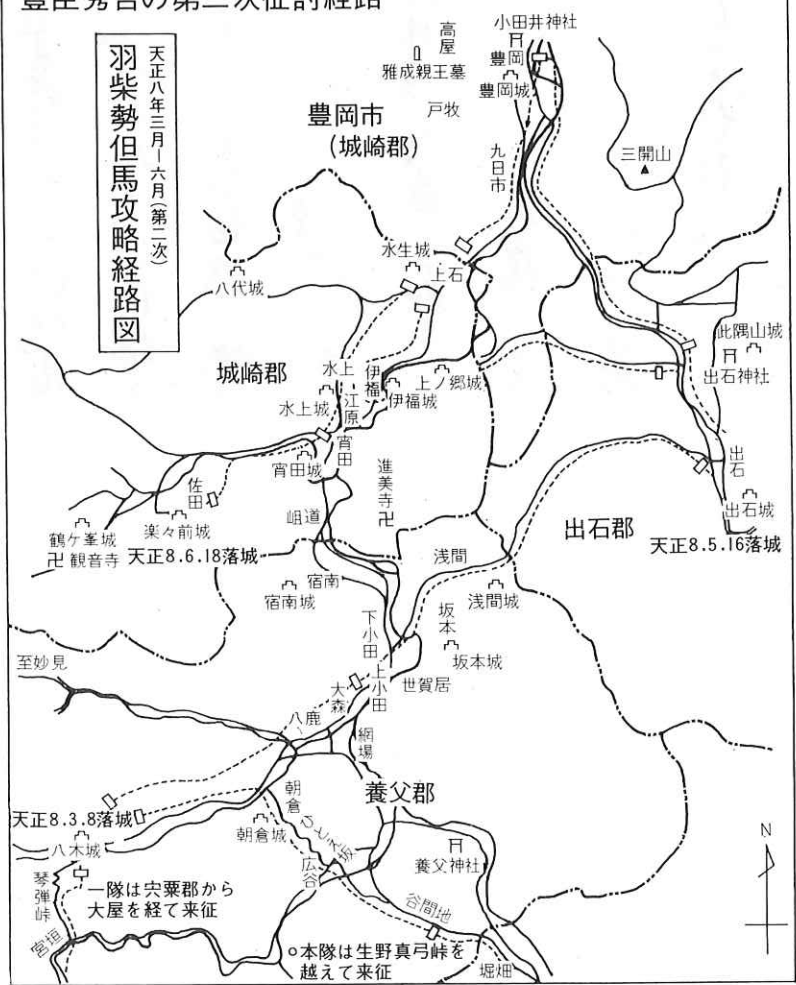
天正八年(一五八〇)三月、姫路城にあった織田信長の部将羽柴秀吉は、播州を平定して中国の毛利氏の将吉川元春の抛る鳥取城攻撃に向う。その前哨戦として但馬平定を行い、鳥取攻めの兵站基地たらしめようとした。

第二次但馬攻略がそれである。その攻撃の経路をみるとつぎの図のようになる。

垣屋豊統(美含郡竹野轟城主)の抛る宍田表の合戦は、秀吉の但馬攻略の最終段階の戦いであった。この垣屋豊統書状は、宍田表の合戦における岡遠江守の戦功を賞し、脇差備前重弘のわざ物一振を与えた感状であるが、しかし、その一時的な勝利も最後の抵抗となり、遂には同年六月十八日には落城して秀吉の軍門に降ってしまったのである。まさに但馬における戦国争乱の終焉を記念すべき文書といふべきものであろうか。

豊臣秀吉の第二次征討経路

天正八年三月—六月(第二次)
羽柴勢但馬攻略経路図



—八鹿町史上巻より—

沖書謹而拜上仕候、就
 今度御和睦之儀、御使者
 被差下候忝存候、抑
 御太刀一腰金覆輪御馬一疋
 致拜領候、弥長久被加貴意
 可透馳走之趣、大田垣土佐守殿
 垣屋駿河守殿可預御披
 露候、恐惶謹言、
 卯月十五日 右馬頭輝元(花押)
 謹上 賀陽美濃守殿

一三二、毛利輝元判物（土肥文書）



御書を謹しみて拜上仕り候、今度御和睦の儀につき、御使者差し下され候、忝なく存じ候、抑も御太刀一腰^{金覆輪}②、御馬一疋拜領致し候、弥よ長久に貴意を加えられ馳走^{馳走}③を遂ぐべきの趣、太田垣土佐守^{輝元}殿・垣屋駿河守殿御披露に預かるべく候、恐惶謹言、

(天正三年)
卯月十五日
右馬頭輝元(花押)
謹上 賀陽美濃守殿

〔語注〕

① 御和睦の儀 (オンワボクのギ)

安芸の毛利氏と但馬山名氏の芸・但和睦をいう。天

正二年(一五七四)の暮から毛利方の吉川元春と山名豊国との間に始まり、天正三年(一五七五)五月二十八日に最終的に和睦を確認する誓紙の交換が山名祐豊と吉川元春の間に取り交わされている〔吉川家文書〕一―五七八号)。

② 金覆輪 (キンブクリン)

黄覆輪ともいう。金仕立の覆輪をかけた装をいう。

金覆輪の太刀。

③ 馳走 (チソウ) 奔走すること。世話をすること。

④ 加陽国親 (カヤクニチカ)

朝来郡物部城の城主。物部系図によれば、



〔解説〕

天正二年（一五七四）因幡経略をめぐる武田高信と對抗関係にあった山名豊国は、鳥取城の争奪を繰り返していた。そこに中国の毛利勢に迫られた尼子勝久・山中幸盛等は因幡に進攻して豊国を圧迫した。尼子勢の因幡攻略が進行するにつれて豊国は、但馬出石の子守城に抛る本宗の祐豊を誘って毛利氏との和平工作を進め、毛利氏の代表吉川元春と接触する。山名祐豊は但馬の有力国人層である太田垣輝延・垣屋豊統・八木豊信等の支持を得て和睦を認めた。そこで祐豊方の代表として太田垣土佐守輝延・垣屋駿河守豊統が、そして一方の毛利方の代表として吉川元春が交渉にあたった。この文書は、翌三年四月、祐豊方の斡旋役として加陽国親が使者となって毛利方にあたったことを示す毛利輝元の判物である。

次号文書は加陽国親に対する吉川元春の返札が述べられており、毛利方から毛利輝元と吉川元春の判物が同日付で発給されているのがわかる。一方、天正三年

（一五七五）五月に結ばれた「芸但和睦」が、その年の秋には播ぎ初めていることは、八木豊信書状（吉川家文書）によってわかる。その震源地は、丹波における明智光秀の動向と共に、因幡にあった山中鹿之助幸盛など尼子勢の策動である。尼子勢は、毛利の勢力に因幡鬼ヶ城を包囲されたあと、幸盛が尼子勝久を伴い、但馬に逃走した模様である。



一三三、吉川元春判物（土肥文書）

御書謹而致頂戴候、今度

但藝就御和平之儀、御使者

被差下候、尤目出度奉存候、

抑御太刀一腰（金覆輪）、御馬一疋

拜領仕之忝候、猶太田垣土佐守殿（輝延）

垣屋駿河守殿（豐精）申入候之旨宜預

御披露候、恐惶謹言、

卯月廿日

駿河守元春（吉川）（花押）

進上 賀陽美濃守殿（國親）

御書を謹しみて頂戴致し候、今度このたび但藝御和平の儀①につき、御使者差下され候、尤も目出度存じ奉り候、抑おしよも御太刀一腰金覆輪御馬一疋拜領つかまつ仕り忝なく候、猶お太田垣輝延土佐守殿・垣屋駿河守殿申入れ候の旨、宜しく御披露に預るべく候、恐惶謹言、

(天正三年)
卯月廿日

(吉川)
駿河守元春 (花押)

進上 賀陽美濃守殿(國親)

〔語注〕

①但・芸御和平の儀 (タン・ゲイオンワヘイのギ)

天正三年 (一五七五) 五月二十八日の毛利方と山名祐豊方の和睦成立をいう。なお、山名祐豊は法名を宗詮と称したがこの頃、更に韶熙と改めている。

〔解説〕

この吉川元春判物は、芸・但和睦について斡旋にあたった加陽國親に対する元春の返札が述べられている。前号の毛利輝元判物と目付が同月となっている。國親は太田垣輝延・垣屋豊統の意を受けて使者の役目をはたしている。山名祐豊への吉川元春の誓紙は五月二十八日に送られていることが同月付の山名祐豊 (韶熙・同氏政連署状に明らかである (吉川家文書の一―五七八号)。また、祐豊 (韶熙)・氏政連署起請の誓紙も吉川家文書に現存しているから誓紙交換が実行されたことがわかる。

この年、轟城主垣屋駿河守豊統と林甫城主塩治周防守高清とが対立したため祐豊父子は和睦に従い吉川元春に対して竹野への支援を求める書状を送っている。

その内容は、

追而令啓候、仍至当国竹野一勢合力之事、先度申下候之処、可被差上之旨返答、尤祝着候、輝元被相談之、無遅延之様、弥可預入魂候、猶太田垣土佐守、垣

屋駿河守可申候、恐々謹言、

(天正三年)

五月廿八日

韶瀨(花押)

氏政(花押)

吉川駿河守殿

というものである。

一、御下に就いて、若櫻要害^①、殊の外相窮し候、

殊に郷内の百姓等罷出るにより、本意の様申し觸れらるの事、御推量あるべく候、然りと雖も、御人數等残し置れる儀候間、珍しき行^②これ無く候、御心安かるべく候、

一、當國^(但馬)の事、御下國に依って、宵田・西ノ下心^(氣)

持相替り、手前然るべき様取り成し存じ候、氷尾山通路^(氷ノ山)の事、剩さ^{あまつ}え度々申され候といえども、申し談ずる筋目を以って、今に差し留め候、最前申す如く理り候^①、此方手前方々依り相支え、行に覃^{ただ}ず候、その御意を預かり得

一三四、八木豊信書狀

『大日本古文書』家わけ第九
吉川家文書三、

別紙御返札拜見、快然候、頃日躰定従方々雖可被申候、承及通以一書令申候、

一、就御下、若櫻要害殊外相窮候、殊郷内百姓等依罷

出、本意之様被申觸事、可有御推量候、雖然、御

人數等被残置儀候間、珍行無之候、可御心安候、

一、當國^(但馬)事、依御下國、宵田・西下心持相替、手前可

然様取成存候、氷尾山通路事、剩度々雖被申候、

以申談筋目、于今差留候、最前如申理候、此方手

前依方々相支、不覃行候、可預其御意得候、

べく候、

一、信長へ出石・竹田より連々懇望なすに依り、

惟任日向守丹波に至り亂入候、(狹野懸右衛門直臣)即ち荻惡竹田

表より引き退かれ、(丹波水上郡)黒井城に楯籠られ候、彼

の城の廻りにおいて、十二・三ヶ所相陣を付

け置かれ候、此内近くは城々尾崎の一陣執り

堅められ候、(固)兵糧等相續くべからず候間、來

春は一途せらるべき様風聞候、(明智光秀)丹波國衆過半

残る所なく、(固)惟日に一味候、

一、信長去る月十三日上洛候、大坂半は相調い、

今月十三日歸國候、

一、武田四郎方飛驒に至り出勢の風聞に候、遠國

の事に候間、確かな儀は存ぜず候、内々その

聞候、

一、播州の事、池田信濃守・宗景の兵糧少々指籠

められ、十月五日打入れられ候、信長在京につ

いて屋形龍野に御着、宗景・三木その外禮の

ため上洛候、

一、信長之從出石・竹田連々依爲懇望、惟任日向守至

丹波亂入候、(狹野懸右衛門直臣)即荻惡自竹田表被引退、被楯籠黑井

城候、於彼城之廻、十二・三ヶ所被付置相陣候、

此内近者城々尾崎一陣被執堅候、兵糧等不可相續

候間、來春者可被一途様風聞候、丹波國衆過半無

殘所惟日一味候、

一、信長去月十三日上洛候、大坂半相調、今月十三日

歸國候、

一、武田四郎方至飛驒出勢風聞候、遠國事候間、確儀

者不存候、内々其聞候、

一、播州事、池田信濃守・宗景之兵糧少々被指籠、十

月五日被打入候、信長在京付而屋形龍野御着、宗

景・三木其外爲禮上洛候、

一、於田結庄表、(垣屋豐利)垣駿被及一戰、被得勝利候間、海老

手之城于今無異儀被持之候、不可有御氣遣候、

被對此方山鹿儀者不及申、宵田・西下・立源太可

有存分の様、(山中幸徳)雖風聞候、只今迄者、(立原源太兵衛)珍儀無之候、

自然於必定者、自是可申候、

一、田結庄表において、(垣屋駿河守豐續)垣駿一戦に及ばれ、勝利を得られ候間、海老手の城、今に異儀なくこれを持たれ候、御氣遣い有るべからず候、

一、此方に對せられる山鹿の儀は申すに及ばず、(山中興之助幸盛)宵田・西ノ下・立源(氣)立原源本兵衛太存分あるべきの様、風

聞候といえども、只今までは、珍しき儀これなく候、自然(光秀)必定においては、是れより申すべく候、

一、當國無事の取り扱ひのため、信長より朱印(但馬國)を以って、惟日(光秀)より使を差し越され候、強て申されるにおいては、宵田・城崎・田結庄・西

(氣)そむかノ下背れがたく候の間、相い整うべく候哉、(山中幸盛)鹿介其の方相捨てられず懇望の由に候、如何(か)が御返答成され候や、御思案相い替り候はば

預り知り、其の意を成すべく候、

一、來春は、御上(のほり)あるべく候哉、其の分においては、若櫻の儀、程あるべからず候か、迎(もて)も御懇儀候間、御心底の通り、御隔心なく仰せ

一、當國(但馬國)爲無事取扱、自信長以朱印、從惟日被差越使候、強而於被申者、宵田・城崎・田結庄・西下難

被背候間、可相整候哉、(山中幸盛)鹿介其方不被相捨懇望由候、如何被成御返答候

乎、相替御思案候者預り知、可成其意候、
一、來春者、可有御上候哉、於其分者、若櫻儀不可有程候歟、迎御懇儀候間、御心底通、無御隔心於被仰越者、彌可爲本望候、尤態雖可申入候、以好便

令啓候、旁以御返酬奉待候、恐々謹言、

(天正三年)十一月廿四日 (八木)豐信(花押)

吉川駿河守殿
御宿所

越されるにおいては、弥よ本望たるべく候、尤も態わざわざ申し入るべく候といえども、好便を以って啓せしめ候、旁かたかた以って御返酬を待ち奉たまり候、恐々謹言、

(天正三年)
十一月二十四日

(木本)
豊信(花押)

吉川駿河守殿

御宿所

(追伸書)

別紙御返札拜見、快然に候、日頃の躰定めて方々より申さるべく候といえども、承うけたまわり及ぶ通り一書を以って申さしめ候、

〔語注〕

①若桜要害(ワカサヨウガイ)

鳥取県南東部、八頭郡若桜町。因・但の国境、戸倉峠を越えて因幡に入る若桜街道の要所。若桜城は軍事攻略上の拠点として重要視され、尼子勝久はここを抑えようとした。

②行(テダテ) 術策。作戦。戦争。

③筋目(スジメ) 由緒。条理。

④理り(コトワリ) 道理。

⑤惟任日向守(コレトウヒユウガノカミ)

織田信長の部将明智光秀(大永六年一五二六～天正一〇年一五八二)。天正三年(一五七五)信長より惟任の姓を受ける。略して惟曰とも書く。丹波攻略に従う。

⑥荻悪(オギアク)

荻野悪右衛門直正の略。赤井五郎とも。丹波六郡のうち氷上・何鹿二郡を領し、多紀郡の波多野氏と対立。氷上郡の黒井城はその居城。

⑦一途(イツト) ひとすじ。一定の結着をつける。

⑧ 風聞（フウブン） 取り沙汰。世の噂に聞くこと。

⑨ 自然（シゼン） もし、万一の意。

⑩ 朱印（シユイン）

織田信長の朱印状。信長は「天下布武」の朱印を捺した印判状を発給した。

〔解説〕

天正三年（一五七五）十一月二十四日、山名祐豊（韶熙）の家臣八木豊信は、芸・但和睦に従って、吉川元春に対し、但馬・丹波・畿内の近況の形勢について報告し、元春の但馬への出兵を頻に懇請した書状である。この書状は当時の但馬の状勢を知る上で誠に貴重なものである。

そこで伝えられる状勢を但馬を中心にみると、尼子勝久等の尼子勢が因幡の鬼ヶ城に拠って再び勢力を振り、宍田・西ノ氣の鶴ヶ峯城主垣屋播磨守光成等の勢力が山名祐豊の戦線を離脱し、尼子勢に応じ始めていること、因・但の境の要害である氷ノ山越えを豊信等がかろうじて差し留めていること、また、丹波氷上郡

の黒井城主荻野悪右衛門直正が但馬に進攻して山名氏の居城である出石・太田垣輝延の拠る朝来郡竹田城を攻撃したため、山名祐豊（韶熙）・氏政父子は織田信長に支援を懇請したこと、信長は明智光秀を丹波に派遣して直正を黒井城に包囲したため丹波の国人の大半は光秀の一味となったこと、垣屋豊統が田結庄の拠る海老手城（豊岡市新堂）を攻略し勝利を得たので海老手の城は今も異議なく所持されていること、尼子勢と結ぶ宍田・西ノ氣と勝久の家臣立原源太兵衛らの動静には今のところ、めだつた動きのないこと、更に、但馬国を無事に取扱うため、信長よりの朱印を以て、明智光秀が使を巡遣し、宍田・西ノ氣の垣屋光成一族をして祐豊（韶熙）父子と講和せしめつつあること、特に尼子勝久や山中幸盛の策動の裏には信長の意志が働いており、祐豊（韶熙）父子も芸・但和睦の誓紙に背いて、勝久等と講和に動きつつあり、これに対して豊信がどう思案すべきかその意を元春に求めていることなどが知られる。

信長に書す。其の旨は、
 諸知行方等之事、旧冬
 申し談ずる筋目相違あるべからざるの處、今に相
 滞うるの由、是非なく候、何れも以って速かに相
 究むべきがために、今井宗久・長谷川宗仁を差下
 候、様躰仰せ聞され、一着簡要たるべく候、猶兩
 人に申し含め候、恐々、
 山名入道殿
 進覽之候、
 信長

一三五、山名韶瀨等宛織田信長

書狀案

〔今井宗久目筆書札留〕

銀山・同要害、其外諸知行方等之事、旧冬申

談筋目不可有相違處、于今相滞之由、無是非候、何以

速爲可相究、今井宗久・長谷川宗仁差下候、様躰

被仰聞、一着可爲簡要候、猶兩人申含候、恐々、

卯月十九日 信長

山名入道殿

進覽之候、

〔語注〕

① 銀山（ギンザン） 生野銀山。

② 筋目（スジメ） 条理。

③ 是非なし（ゼヒなし）

しかたのない。どうしようもないの意。

④ 様躰（ヨウダイ） 様子。容躰。詳しい有様。

〔解説〕

織田信長は永祿十二年（一五六九）八月但馬生野銀

銀山①・同じく要害、其外の諸知行方等の事、旧冬
 申し談ずる筋目相違あるべからざるの處、今に相
 滞うるの由、是非なく候②、何れも以って速かに相
 究むべきがために、今井宗久・長谷川宗仁を差下
 候、様躰仰せ聞され、一着簡要たるべく候、猶兩
 人に申し含め候、恐々、

（元龜元年）
卯月十九日 信長

山名入道殿

進覽之候、

山を直轄地とした。その手段として和泉堺に逃れていた山名韶熙を但馬に復帰せしめた。信長は韶熙に対して、銀山と要害その外の知行方は、旧冬談合したのに未だ押領が続き条理のとおりになっていないことを責め、代官として今井宗久・長谷川宗仁を派遣することを報じたものである。これは守護代太田垣氏など国人衆が必ずしも韶熙の命に従わないことをいったものである。今井宗久は堺の豪商、信長に鉄砲など武器の調達を一手にひきうけていた。戦国期の但馬状況を伝えて興味がある。

なお、今井宗久の生野銀山の経営の実態については、永島福太郎氏「織田信長の但馬経略と今井宗久」

(関西学院史学五)を参照されたい。

田垣輝延等宛織田信長
 書狀案
 田垣輝延等宛織田信長
 書狀案
 田垣輝延等宛織田信長
 書狀案

一三六、太田垣輝延等宛織田信長

書狀案

〔今井宗久自筆書札留〕

田多紹熙〔簡〕有下國、無事之様子申談候、并太田垣
 兄弟進退、同領知方一決之次第、顯〔簡〕番面候キ、
 其外之事、去年破口當知行之分、不可有相
 違之處、于今所々相滯之由、無是非題目候、急度
 可被究申候、爲其今井宗久・長谷川宗仁差下候、
 若猶違亂様候者、速可申付候、此等之趣各へ被相
 届、尙以紹熙事、無疎畧馳走肝用候、恐々、
〔簡〕

卯月十九日

信長

太田垣土佐守殿〔輝延〕

八木但馬守殿〔豐信〕

垣屋播磨守殿

田結庄左馬助殿

田多紹熙〔簡〕下國あり、無事の様子申し談じ候、并に
 太田垣兄弟進退、同領知方一決の次第、番面に顯
〔簡〕
 し候キ、其外の事、去年の破口當知行の分、相違
 あるべからざるの處、今に所々相滯の由、是非
 なき題目に候、急度究め申さるべく候、其の爲め

に、今井宗久・長谷川宗仁を差し下し候、若し猶お違亂の様に候はば、速に申し付くべく候、此等の趣各へ相届けられ、尙お以つて、紹熙〔魁〕の事、疎畧〔要〕なく馳走肝用に候、恐々、

(元龜元年)

卯月十九日

信長

太田垣土佐守殿〔輝延〕

八木但馬守殿〔豐信〕

垣屋播磨守殿〔光成〕

田結庄左馬助殿〔是義〕

〔解説〕

信長は永祿十二年八月から但馬生野銀山を直轄領とした。その代官は和泉堺（堺市）の豪商今井宗久である。宗久は生野銀山に代官を置き製鍊を監督している。しかし但馬国には守護山名韶熙を支える国人が勢力をもち、宗久も彼等を通して現地に指令するほどである。そのため規定の税は完納されていないと述べている。

そこで信長から韶熙とその国人に敵命が出た。信長は韶熙（元龜二年十一月廿五日付岡村清左衛門尉宛感状には韶熙と署名「但馬岡村文書」）にたいし、銀山と要害その外の知行方は、旧冬談合したのに未だ押領していることを責め、今井宗久・長谷川宗仁を派遣すると告げた。そして韶熙の家臣には、「旧冬韶熙が岐阜に来て、家臣の動向と太田垣兄弟の進退と領知方が決定した顛末報告書を呈出した旨を伝え、その外に去年破口（開坑）したのは、信長の当知行分（現在知行分）であるのに、現在も納税が滞っていることを責め、今井宗久と長谷川宗仁を派遣する」と通達している。信長の天下統一のための財政的基礎として、いかに生野銀山の経営を重視していたかが知られて興味もたれる。

山名韶熙は但馬に復帰して、翌元龜二年十一月には丹波山垣城を攻撃している。

音信として、黄金十兩到來候、懇情喜び入り候、仍って出馬の刻、その表において忠節を抽んずべきの趣、もつとも以って然るべく候、急度進發すべきの條、内々その意をえ、馳走專一に候、猶お宮内卿法印申すべく候也、

(天正六年)
正月十九日

山名宮内少輔殿

(織田信長)
(朱印)

一三七、但馬山名氏政宛織田信長

朱印狀

(吉田文書四)
○攝津

爲音信、黄金十兩到來候、懇情喜入候、仍出馬之刻、於其表可抽忠節之趣、尤以可然候、急度可進發之條、内々得其意、馳走專一候、猶宮内卿法印可申候也、

正月十九日

山名宮内少輔殿

(朱印)

〔解説〕

山名氏は、但馬出石郡出石町宮内の此隅山城に鎮した。この城を山名城ともいう。信長が但馬に出陣するとの動きを知った山名氏政は、その時には忠義をつくすとして内応の意を示した。そこで信長は黄金十兩を贈られた礼を述べると共に、山名氏を支援して軍勢を派遣し、因幡の鳥取城に拠る吉川元春の毛利氏の勢力と張り合せる意向であることを伝えている。

山名中務大輔豊國拜受

同中務義方書上

秀吉朱印

條々^①

一、此方へ別して御入魂の上は、御身上の儀、我等に於て聊かも疎意に存ずべからず候事、

一、御居城、別儀あるべからざるの事、

一、出石郡の儀、これを進め置き候條、異儀なく

仰せ付けらるべき事、

右の旨、八幡大菩薩・愛宕山相違有間敷候、仍つ

て件の如し、

天正六

羽柴筑前守

五月十六日

秀吉(花押)

山名殿

參人々御中^①

一三八、但馬山名豊國宛羽柴秀吉條

目寫

(古文書八〇)
(記録御用所本)

山名中務大輔豊國拜受同中務義方書上

秀吉朱印

條々

一、此方別而御入魂之上者、御身上之儀、

於我等聊不可存疎意候事、

一、御居城、不可有別儀之事、

一、出石郡之儀、進之置候條、無異儀可被仰付事、

右旨、八幡大井・愛宕山相違有間敷候、仍而如件、

天正六

羽柴筑前守

五月十六日

秀吉(花押)

山名殿

參人々御中

〔語注〕

① 條々（ジヨウジヨウ） 一々の個条。

② 御入魂（ゴシツコン）

御昵懇。こころ安い。親しい。親密。

③ 疎意（ソイ）

疎は疏の俗字。疎意は、うとむ心。へだて心。

④ 参人々御中（マイルヒトビトオンナカ）

書状の宛名の脇付というもの。これには「人々御

中」「参人々御中」「御宿所」「誰にても申給へ」「参

進之候」「御返報」などいろいろある。

〔解説〕

羽柴秀吉は但馬山名豊国の内応の申し出をいれ、条書を与えた。

一、当方に特別に親密にする上は、豊国の身上は我々に於て少しも疎略に思わない。

一、豊国の居城山名城は豊国に保証する。

一、出石郡は豊国に進呈するから支配されるよう。

以上の趣旨は八幡大菩薩・愛宕権現に誓い偽りでないというものである。

誓紙の神文には、呈出者が自分の氏神にも誓うのであるが、この秀吉の誓紙にはそれが見られない。

さて、当時但馬の動静は、毛利氏の最前線として、美方郡から城崎郡竹野地方に勢力を拡げる垣屋豊統や八鹿町あたりの八木豊信、竹田町の太田垣輝信などの国人衆が中国の毛利氏に通じていた。織田信長の命をうけて羽柴秀吉は播磨の上月城を攻略していたが、三月には播磨三木（兵庫県三木市）の別所長治、更に六月には摂津在岡（兵庫県伊丹市）の荒木村重と、つぎつぎと信長への造反にあい、播磨の戦線は秀吉にとって悪化しつつあった。このために毛利氏の但馬への影響力を断ち切り、劣勢を挽回し、中国平定を有利に導くために山名豊国を味方に引き入れようとしたものである。これは秀吉の豊国に対する処遇を誓ったもので、その戦略的な意図が知られて興味もたれる。